

2020 February

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2020 3 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31						1 友引
2 先負	3 仏滅	4 大安	5 赤口	6 先勝	7 友引	8 先負
9 仏滅	10 大安 1月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出 (1月雇入分)	11 赤口 建国記念の日	12 先勝	13 友引	14 先負	15 仏滅
16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 先負	21 仏滅	22 大安
23 赤口 天皇誕生日	24 友引 振替休日	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先勝

2月 総務・経理のお仕事カレンダー 月の税務と労務



税務

- 1月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 2月10日 (月) まで
- 令和元年12月決算法人の確定申告と納付 (法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり (消費税を除く)。
→ 決算応当日 (月末決算では3月2日 (月)) まで
- 令和2年6月決算法人の中間申告 (法人税・消費税など)
→ 決算応当日 (月末決算では3月2日 (月)) まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が400万円超の法人) のうち3月・6月・9月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では3月2日 (月)) まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) の年税額が4,800万円超の法人) のうち令和元年11月・12月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では3月2日 (月)) まで
- 固定資産税・都市計画税 (第4期分) の納付
→ 市町村条例指定日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (1月雇入分)
→ 2月10日 (月) まで

- 外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない外国人の1月雇入・離職分)
→ 3月2日 (月) まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (1月分)
→ 3月2日 (月) まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

令和2年の祝日について

令和2年の祝日は、天皇誕生日が2月23日 (日) ですので、2月24日 (月) が振替休日となります。その他に令和2年に限り、海の日が7月23日、スポーツの日は7月24日、山の日は8月10日になることが決まっています。休日日数に関する税務・労務上の注意点を説明します。

【税務上の注意点】

1か月間の出社日数の増減に伴い、1か月当りの食事回数が変わるため、非課税給与 (勤務時間外等の食事を除き、会社の食事代負担額が月額3,500円まで等) に注意する必要があります。

【労務上の注意点】

就業規則等により「休日は土日祝とする」と定めている場合、年間所定労働日数が変化する場合があります。「休日は年間〇〇日とする」と定めている場合、うるう年を除いて所定労働日数は変わりません。



で読める! 税務 基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



交通反則金は損金不算入?

役員や従業員が、業務中に駐車違反やスピード違反など交通違反を犯した場合に課される交通反則金を会社が負担した場合、その交通反則金は損金の額に算入されません。

なお、業務中以外の交通反則金を会社が負担した場合は、本来負担すべき者に対する給与（役員の場合は臨時的な役員給与として損金不算入）として取り扱われます。

● 会社が負担した交通反則金やレッカー移動料等の徴収金の取扱い

(1) 法人税及び所得税の取扱い

交通違反を犯した場合の交通反則金は、会社そのものに課されず、その役員や従業員個人に対して課され、また、駐車違反などの交通違反に伴い納付するレッカー移動料、車両保管料等の徴収金も役員や従業員個人に対して課されるものです。

よって、これらの交通反則金やレッカー移動料等を会社が負担した場合の取扱いについては、次のとおりとなります。

会社が負担した交通反則金及び レッカー移動料等の徴収金	時 点	内 容	会社の法人税の 取扱い	役員又は従業員の 所得税の取扱い
	業務遂行中	交通反則金	損金不算入	課税なし
		レッカー移動料等の 徴収金	損金算入	
	業務遂行中 以外	交通反則金	損金算入 (役員の場合は、 臨時的な役員給与として 損金不算入)	給与所得課税
		レッカー移動料等の 徴収金		

(2) 消費税の取扱い

支払った交通反則金については、その支払いに対して役務の提供を受けていないため、不課税取引となり仕入税額控除は認められません。

また、レッカー移動料等の徴収金についても、往来の妨げとなる違法駐車車両を移動しなければならなかったことに対する一種の損害賠償であるという理由から、不課税取引となり仕入税額控除は認められません。

● 会社が納付する延滞税や罰金等の取扱い

罰金・科料・過料等だけでなく、会社が納付する法人税等の延滞税・各種加算税（地方税の場合は、延滞金・各種加算金）及び印紙税の過怠税についても損金算入を認めると、その分会社の税負担が少なくなり、罰金等を課した効果が減殺されることから、損金不算入とされています。

なお、労働保険又は社会保険の追徴金及び延滞金は、損金に算入しないものには含まれていないため、損金に算入することができます。